

議案第 18 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため改正する。

[内 容]

1 郷土文化館の本館の会議室の使用に係る規定の削除（第 5 条及び別表関係）

郷土文化館の本館の会議室の使用時間及び使用料に係る規定を削除することとする。

2 その他

1 に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日